

平成22年11月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

## 生活環境部

### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

## 平成22年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
(一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第 1号	平成22年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 水・大気環境課 公園自然課	1 2 4
	2 歳入歳出事項別明細書	/	6
	3 節の明細	/	13
	4 債務負担行為に関する調書	/	14

【予算関係以外】

報告番号	件名	課名等	頁
報告第 2号	議会の委任による専決処分の報告について (2) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について (平成22年10月22日専決)	住宅政策課	15
	(3) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について (平成22年10月25日専決)	住宅政策課	17
	(4) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解の申立てについて (平成22年10月27日専決)	住宅政策課	19

## 議案説明資料総括表

生活環境部 (単位: 千円)

課 名	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
(一般会計)								
水・大気環境課	766,517	12,000	778,517	3,400			8,600	
公園自然課	647,685	8,274	655,959				8,274	
合 計	7,428,478	20,274	7,448,752	3,400	0	0	16,874	
(一般会計)								
水・大気環境課	水質汚濁防止対策費に係る補正 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業に係る補正							
衛生環境研究所	〔債務負担行為〕衛生環境研究所庁舎清掃業務委託費に係る補正							
公園自然課	ツキノワグマ接近警戒システム整備モデル事業に係る補正 都市公園維持費に係る補正							

平成22年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課 (内線: 7197)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水質汚濁防止対策費	67,935	8,600	76,535				8,600	
トータルコスト	104,241	8,600	112,841	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	4.5人	0.0人	4.5人	備品の購入				
工程表の政策目標(指標)	-							

1 事業の目的・概要

湖沼の水質・水塊の分布(特に水深別の鉛直分布)を簡易に測定できる「多項目水質計」を購入し、水環境モニタリングの重点化を図る。

2 主な事業内容

本機2台を購入(うち1台は更新)し、主で使用する衛生環境研究所に配備する。

これにより、現在問題となっている湖山池等の各種調査(住民にわかりやすい水質指標の検討のための調査、貧酸素分布調査、塩分導入試験に係る調査など)の効率的な実施が可能となる。

機器名称	台数	金額
多項目水質計	2	4,300千円×2=8,600千円

平成22年度一般会計補正予算説明資料

6 款 農林水産業費

3 項 農地費

水・大気環境課 (内線：7401)

2 目 土地改良費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
低コスト型農業集落排水施設更新支援事業	55,000	3,400	58,400	3,400				
トータルコスト	55,807	3,400	59,207	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	農業集落排水施設の最適整備構想策定				
工程表の政策目標(指標)	生活排水処理人口普及率の向上(平成22年度末時点で90%)							

説明

1 事業の目的・概要

整備後、経過年数の長期化を迎えている既存施設の機能診断を行い、適時・適切な修繕・更新計画の検討を行うとともに、農業集落排水施設の最適整備構想を策定する経費を補助する。

鳥取市地区で平成23年度に実施予定であった最適整備構想策定を今年度前倒し実施することで早期に修繕・更新計画を樹立し、地区の農業用水及び農村生活環境の保全を図る。

2 主な事業内容

(単位：千円)

事業主体	補正事業内容	補正事業費	備考
鳥取市	最適整備構想策定 1式	3,400	当初に追加

【参考】今年度当初事業計画

(単位：千円)

事業主体	事業内容	事業費	備考
鳥取市	機能診断 1式	10,000	5処理区
湯梨浜町	最適整備構想策定 1式	5,000	8処理区
琴浦町	機能診断 1式	16,000	8処理区
大山町	機能診断 1式	24,000	12処理区
合計		55,000	

平成22年度一般会計補正予算説明資料

6 款 農林水産業費

4 項 林業費

9 目 狩猟費

公園自然課 (内線: 7872)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) ツキノワグマ接近警戒システム整備モデル事業	0	債務負担行為 2,940 4,725	債務負担行為 2,940 4,725				債務負担行為 2,940 4,725	
トータルコスト	0	5,532	5,532	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	ツキノワグマ接近警戒システムの開発				
工程表の政策目標(指標)	-							

説明

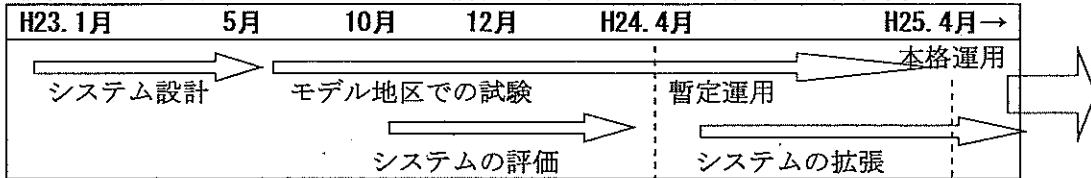
1 事業の目的・概要

ツキノワグマによる住民等の被害の発生防止のため、放獣するツキノワグマに装着した電波発信器からの電波を感知し、その個体の位置を特定して地域住民にその情報を随時提供するシステムを構築する。

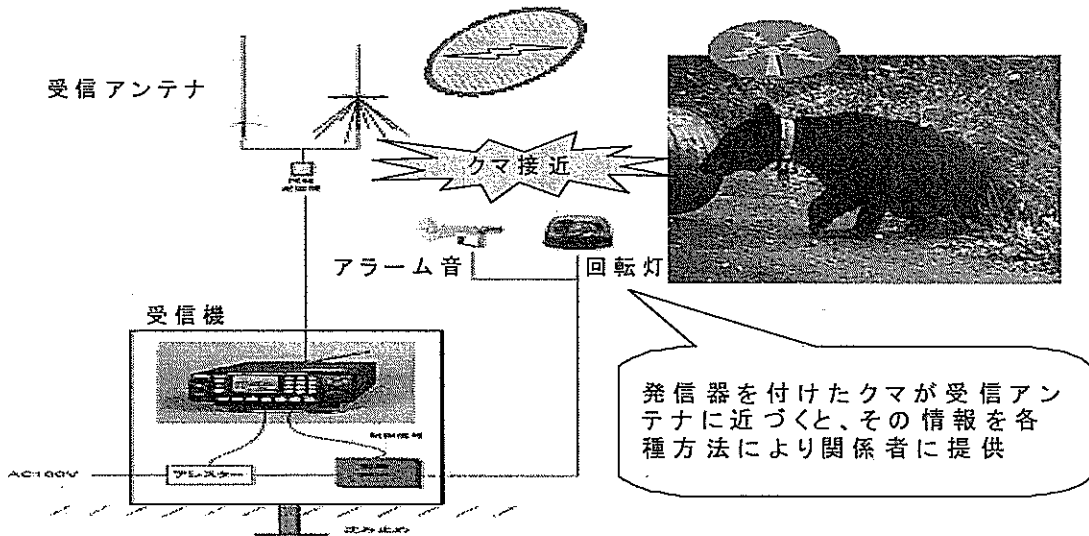
なお、開発に当たっては、中山間地の小規模集落への普及を想定した価格帯になるよう進める。

2 主な事業内容

電波発信器を装着したツキノワグマの所在を探知するための機材の開発経費



【接近警戒システムによる放獣個体の位置把握のイメージ図】



3 これまでの取組状況、改善点

- ① ツキノワグマの追跡は、追跡調査員の手作業で行っているが、その情報は随時把握できるシステムとはなっていない。
- ② 耕作地や集落など人間の活動エリアに侵入した個体を自動的に感知し、その情報を出没地域の方々に随時提供できるシステムを開発することにより、出没地域の方々の安心・安全の確保の向上を図る。

平成22年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

公園自然課 (内線：7369)

3目 公園費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市公園維持費 (道の駅燕趙園整備事業)	15,221	3,549	18,770				3,549	
トータルコスト	25,709	4,356	30,065	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.3人	0.1人	1.4人	情報機器の整備、工事の発注など				
工程表の政策目標(指標)	県立都市公園の適正で魅力ある管理により、利用者数の増を図る。							

説明

1 事業の目的・概要

東郷湖羽合臨海公園引地地区(燕趙園)の魅力の発信、集客力の向上を目的に、飲食店・売店周辺区域の一部を「道の駅」として登録し、平成23年4月(予定)に供用開始するために、必要な設備の導入及び周辺整備を行うもの。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	金額	内容
(1)道路情報設備の整備	13	情報端末のリース経費(1ヶ月分)
(2)道路案内標識の設置	1,614	6箇所設置
(3)公園案内板の設置	924	3箇所設置
(4)区画・誘導線	998	駐車場、進入路誘導線の敷設
計	3,549	

(スケジュール)

時期	業務内容
H22年12月	県内「道の駅」部会の開催 ※道路管理者、国交省中国地整などで審査
H23年1月	申請書・推薦書を国交省本省へ送付
1~2月	国交省本省での審査
3月	認定登録
H23年4月	「道の駅」としての供用開始

3 これまでの取組状況、改善点

- ①燕趙園の観光拠点としての機能を高めるため、民間企業が撤退した食事・物販施設を取得し、指定管理者による再オープンを行った。(H22年8月1日オープン)
- ②通年イベントや地域連携イベントを開催し、集客力のアップに努めている。

平成22年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費									
				うち生活環境部						
							2項 環境衛生費			
款項目	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	123,846		123,846	59,618		59,618	43,709		43,709	
2 給料	1,410,030		1,410,030	710,112		710,112	292,419		292,419	
3 職員手当等	755,647		755,647	354,633		354,633	149,564		149,564	
4 共済費	536,647		536,647	271,511		271,511	115,387		115,387	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃金	7,566		7,566							
8 報償費	63,691		63,691	10,109		10,109	9,586		9,586	
9 旅費	82,624		82,624	27,224		27,224	18,998		18,998	
費用弁償	5,048		5,048	1,027		1,027	744		744	
普通旅費	53,861		53,861	21,864		21,864	14,302		14,302	
特別旅費	23,715		23,715	4,333		4,333	3,952		3,952	
10 交際費										
11 需用費	232,828		232,828	143,062		143,062	97,765		97,765	
12 役務費	66,204		66,204	30,450		30,450	26,252		26,252	
13 委託料	728,159		728,159	354,917		354,917	302,159		302,159	
14 使用料及び賃借料	76,464		76,464	40,640		40,640	34,855		34,855	
15 工事請負費	214,368		214,368	18,726		18,726	18,726		18,726	
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	30,429	8,600	39,029	17,410	8,600	26,010	14,550	8,600	23,150	
19 負担金、補助及び交付金	5,209,613	59,245	5,268,858	755,931		755,931	755,504		755,504	
20 扶助費	1,194,395	37,689	1,232,084							
21 貸付金	1,148,910		1,148,910							
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積立金	37,676	136,384	174,060	10,817		10,817	10,817		10,817	
26 寄附金	21,650		21,650							
27 公課費	38		38							
28 繰出金										
予備費										
計	11,940,785	241,918	12,182,703	2,805,160	8,600	2,813,760	1,890,291	8,600	1,898,891	
財源	国庫支出金	1,296,458	153,141	1,449,599	137,510		137,510	137,510		137,510
	地方債	12,000		12,000						
	その他	2,907,293	54,788	2,962,081	639,073		639,073	633,916		633,916
訳	一般財源	7,725,034	33,989	7,759,023	2,028,577	8,600	2,037,177	1,118,865	8,600	1,127,465



平成22年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目			
		2項 環境衛生費		
		4目 環境保全費		
	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	41,148		41,148
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	5,507		5,507
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	8,035		8,035
9	旅費	14,691		14,691
	費用弁償	655		655
	普通旅費	10,797		10,797
	特別旅費	3,239		3,239
10	交際費			
11	需用費	70,430		70,430
12	役務費	22,395		22,395
13	委託料	291,265		291,265
14	使用料及び賃借料	31,331		31,331
15	工事請負費	18,726		18,726
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	14,550	8,600	23,150
19	負担金、補助及び交付金	733,660		733,660
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補助、補填及び給付金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	10,817		10,817
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	1,262,555	8,600	1,271,155
財源	国庫支出金	124,254		124,254
	地方債			
	その他	531,752		531,752
	一般財源	606,549	8,600	615,149

平成22年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	6款 農林水産業費								
		うち生活環境部						3項 農地費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	282,546		282,546	3,781		3,781			
2	給料	2,681,015		2,681,015	7,526		7,526	7,526		7,526
3	職員手当等	1,310,431		1,310,431	3,662		3,662	3,662		3,662
4	共済費	1,015,149		1,015,149	3,310		3,310	2,774		2,774
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	3,357		3,357						
8	報償費	38,389		38,389	731		731			
9	旅費	115,946		115,946	656		656	120		120
	費用弁償	3,411		3,411						
	普通旅費	102,844		102,844	580		580	120		120
	特別旅費	9,691		9,691	76		76			
10	交際費									
11	需用費	576,246		576,246	5,227		5,227	240		240
12	役務費	138,241		138,241	1,060		1,060	120		120
13	委託料	1,394,092	△1,785	1,392,307	29,573	4,725	34,298	4,600		4,600
14	使用料及び賃借料	187,596		187,596	1,170		1,170	178		178
15	工事請負費	5,181,306	40,000	5,221,306						
16	原材料費	2,222		2,222						
17	公有財産購入費	18,660	141	18,801						
18	備品購入費	140,156		140,156						
19	負担金、補助及び交付金	12,398,569	252,467	12,651,036	440,137	3,400	443,537	439,137	3,400	442,537
20	扶助費									
21	貸付金	1,210,210		1,210,210						
22	補償、補填及び賠償金	73,943		73,943						
23	償還金、利子及び割引料	121,603	84,421	206,024						
24	投資及び出資金	10,000		10,000						
25	積立金	408,125	118,000	526,125						
26	寄附金									
27	公課費	429		429						
28	繰出金	273,507		273,507						
	予備費									
	計	27,581,738	493,244	28,074,982	496,833	8,125	504,958	458,357	3,400	461,757
財	国庫支出金	7,058,957	199,302	7,258,259	361,414	3,400	364,814	361,000	3,400	364,400
源	地方債	2,532,000	9,000	2,541,000						
内	その他	4,357,379	215,421	4,572,800	3,994		3,994			
訳	一般財源	13,633,402	69,521	13,702,923	131,425	4,725	136,150	97,357		97,357

平成22年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目								
	3項 農地費			4項 林業費					
	2目 土地改良費						9目 狩猟費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬				3,781		3,781	3,781		3,781
2 給料	7,526		7,526						
3 職員手当等	3,662		3,662						
4 共済費	2,774		2,774	536		536	536		536
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金									
8 報償費				731		731	731		731
9 旅費	120		120	275		275	275		275
費用弁償									
普通旅費	120		120	199		199	199		199
特別旅費				76		76	76		76
10 交際費									
11 需用費	240		240	4,318		4,318	4,318		4,318
12 役務費	120		120	523		523	523		523
13 委託料	4,600		4,600	24,973	4,725	29,698	24,973	4,725	29,698
14 使用料及び賃借料	178		178	639		639	639		639
15 工事請負費									
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費									
19 負担金、補助及び交付金	439,137	3,400	442,537	1,000		1,000	1,000		1,000
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補助、補助及び貯蓄金									
23 費戻金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金									
26 寄附金									
27 公課費									
28 繰出金									
予備費									
計	458,357	3,400	461,757	36,776	4,725	41,501	36,776	4,725	41,501
財源	国庫支出金	361,000	3,400	364,400					
	地方債								
	その他				3,966		3,966	3,966	3,966
	一般財源	97,357		97,357	32,810	4,725	37,535	32,810	4,725

平成22年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8 款 土木費								
				うち生活環境部					
							5 項 都市計画費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	225,346		225,346	37,430		37,430	1,867		1,867
2 給 料	2,083,956		2,083,956	255,138		255,138	44,410		44,410
3 職員手当等	1,029,338		1,029,338	120,851		120,851	18,310		18,310
4 共 済 費	795,485		795,485	94,653		94,653	13,870		13,870
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金	500		500						
8 報 償 費	10,289		10,289	1,030		1,030	193		193
9 旅 費	53,167		53,167	8,689		8,689	2,724		2,724
費用弁償	3,060		3,060	1,317		1,317	478		478
普通旅費	48,952		48,952	7,100		7,100	2,174		2,174
特別旅費	1,155		1,155	272		272	72		72
10 交 際 費									
11 需 用 費	762,566		762,566	77,523		77,523	8,119		8,119
12 役 務 費	140,161		140,161	23,396		23,396	2,566		2,566
13 委 託 料	6,132,972	23,970	6,156,942	876,400		876,400	476,411		476,411
14 使用料及び賃借料	423,243	13	423,256	28,260	13	28,273	14,060	13	14,073
15 工事請負費	24,789,205	60,366	24,849,571	1,329,678	3,536	1,333,214		3,536	3,536
16 原 材 料 費	3,330		3,330	1,000		1,000			
17 公有財産購入費	1,684,795		1,684,795						
18 備品購入費	132,774		132,774	132		132			
19 負担金、補助及び交付金	11,340,285		11,340,285	805,309		805,309	55,856		55,856
20 扶 助 費									
21 貸 付 金	48,213		48,213	37,217		37,217			
22 補償、補填及び賠償金	2,783,891		2,783,891	26,969		26,969			
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	127,022		127,022	127,022		127,022			
26 寄 附 金									
27 公 課 費	7,997		7,997						
28 繰 出 金	4,234		4,234	4,234		4,234	4,234		4,234
予 備 費									
計	52,578,769	84,349	52,663,118	3,854,931	3,549	3,858,480	642,620	3,549	646,169
財 国庫支出金	16,616,315		16,616,315	742,857		742,857	16,282		16,282
源 地 方 債	18,119,000		18,119,000	579,000		579,000			
内 そ の 他	3,189,805	80,800	3,270,605	864,726		864,726	40,315		40,315
訳 一 般 財 源	14,653,649	3,549	14,657,198	1,668,348	3,549	1,671,897	586,023	3,549	589,572

平成22年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目			
		補正前	補正額	補正後
	5項 都市計画費			
	3目 公園費			
1	報酬			
2	給料	7,526		7,526
3	職員手当等	3,662		3,662
4	共済費	2,774		2,774
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費			
9	旅費	344		344
	費用弁償			
	普通旅費	344		344
	特別旅費			
10	交際費			
11	需用費	2,263		2,263
12	役務費	852		852
13	委託料	457,249		457,249
14	使用料及び賃借料	11,903	13	11,916
15	工事請負費		3,536	3,536
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費			
19	負担金、補助及び交付金	17,694		17,694
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	504,267	3,549	507,816
財	国庫支出金			
源	地方債			
内	その他	39,659		39,659
訳	一般財源	464,608	3,549	468,157

平成22年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	135,338		135,338
2	給料	1,021,695		1,021,695
3	職員手当等	502,949		502,949
4	共済費	392,094		392,094
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金	126		126
8	報償費	20,027		20,027
9	旅費	44,785		44,785
	費用弁償	4,417		4,417
	普通旅費	33,826		33,826
	特別旅費	6,542		6,542
10	交際費			
11	需用費	238,712		238,712
12	役務費	62,219		62,219
13	委託料	1,286,729	4,725	1,291,454
14	使用料及び賃借料	76,707	13	76,720
15	工事請負費	1,348,404	3,536	1,351,940
16	原材料費	1,000		1,000
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	18,924	8,600	27,524
19	負担金、補助及び交付金	2,071,576	3,400	2,074,976
20	扶助費			
21	貸付金	37,417		37,417
22	補償、補填及び賠償金	26,969		26,969
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	138,573		138,573
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金	4,234		4,234
	予備費			
	計	7,428,478	20,274	7,448,752
財 源 内 訳	国庫支出金	1,241,781	3,400	1,245,181
	地方債	579,000		579,000
	その他	1,570,577		1,570,577
	一般財源	4,037,120	16,874	4,053,994

# 節 の 明 細

	項 目	金額(千円)等
6款	農林水産業費	
3項	農地費	
2目	土地改良費	
	負担金、補助・低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費補助金及び交付金	3,400

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
			千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	千円
平成22年度 衛生環境研究所庁舎清掃 業務委託	15,117		千円		15,117				15,117
平成22年度 ツキノワグマ接近警戒システ ム整備モデル事業費	2,940				2,940				2,940



<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (2) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について                  (平成22年10月22日専決)</p>										
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  県営住宅の家賃を滞納したことに係る建物明渡等請求事件（鳥取地方裁判所米子支部平成22年（ワ）300号）について、鳥取地方裁判所米子支部の和解勧告があったことにかんがみ、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号第1項の規定に基づき平成22年10月22日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要                  (1) 和解の相手方                  甲 県営住宅入居者                      米子市個人                  乙 甲の保証人                              米子市個人</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <table border="1" data-bbox="347 898 1385 2031"> <thead> <tr> <th data-bbox="347 898 435 943">区分</th> <th data-bbox="435 898 879 943">訴訟の概要</th> <th data-bbox="879 898 1385 943">和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 943 435 1832"> <p>賃貸 借契 約</p> </td> <td data-bbox="435 943 879 1832"> <p>県営住宅及び駐車場の明渡し</p> </td> <td data-bbox="879 943 1385 1832"> <p>① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを取り消し、甲が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。                      ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したとき、又は③の額の分割支払を怠り45,000円（3か月分に相当する額）に達したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。                      ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明渡し。                      ④ 県は、甲が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。                      ⑤ 甲は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明渡し。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1832 435 2031"> <p>金銭 債務</p> </td> <td data-bbox="435 1832 879 2031"> <p>① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額（月額33,300円）の2倍の額の支払</p> </td> <td data-bbox="879 1832 1385 2031"> <p>⑥ 184,800円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から和解勧告の日の属する月までの期間に相当する家賃相当額（月額15,400円）を支払ったことを確認する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	訴訟の概要	和解の概要	<p>賃貸 借契 約</p>	<p>県営住宅及び駐車場の明渡し</p>	<p>① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを取り消し、甲が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。                      ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したとき、又は③の額の分割支払を怠り45,000円（3か月分に相当する額）に達したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。                      ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明渡し。                      ④ 県は、甲が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。                      ⑤ 甲は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明渡し。</p>	<p>金銭 債務</p>	<p>① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額（月額33,300円）の2倍の額の支払</p>	<p>⑥ 184,800円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から和解勧告の日の属する月までの期間に相当する家賃相当額（月額15,400円）を支払ったことを確認する。</p>
区分	訴訟の概要	和解の概要									
<p>賃貸 借契 約</p>	<p>県営住宅及び駐車場の明渡し</p>	<p>① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを取り消し、甲が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。                      ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したとき、又は③の額の分割支払を怠り45,000円（3か月分に相当する額）に達したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。                      ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明渡し。                      ④ 県は、甲が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。                      ⑤ 甲は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明渡し。</p>									
<p>金銭 債務</p>	<p>① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額（月額33,300円）の2倍の額の支払</p>	<p>⑥ 184,800円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から和解勧告の日の属する月までの期間に相当する家賃相当額（月額15,400円）を支払ったことを確認する。</p>									

- |  |   |
|--|---|
| <p>い。</p> <p>② 滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から駐車場明渡しの日までの期間に係る近傍同種の駐車場使用料（月額4,600円）の2倍の額の支払い。</p> | <p>⑦ 26,330円（滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から和解勧告の日の属する月までの期間に相当する駐車場使用料相当額（月額2,200円）を支払ったことを確認する。</p> <p>⑧ 相手方は、連帯して損害賠償金として175,434円を1年以内に支払う。</p> |
|--|---|

(3) 和解の理由

次の理由から鳥取地方裁判所米子支部の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。

ア 和解の相手方が滞納家賃等を支払ったこと。

イ 和解勧告の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (3) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について                  (平成22年10月25日専決)</p>										
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  県営住宅の家賃を滞納したことに係る建物明渡し等請求事件（鳥取地方裁判所米子支部平成22年（ワ）37号）について、鳥取地方裁判所米子支部の和解勧告があったことにかんがみ、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号第1項の規定に基づき平成22年10月25日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要                  (1) 和解の相手方                  甲 県営住宅入居者 米子市 個人                  乙 甲の連帯保証人 米子市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <table border="1" data-bbox="347 898 1382 2029"> <thead> <tr> <th data-bbox="347 898 435 943">区分</th> <th data-bbox="435 898 879 943">訴訟の概要</th> <th data-bbox="879 898 1382 943">和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 943 435 1832"> <p>賃貸借契約</p> </td> <td data-bbox="435 943 879 1832"> <p>県営住宅及び駐車場の明渡し</p> </td> <td data-bbox="879 943 1382 1832"> <p>① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを取り消し、甲が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。                      ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したとき、又は③の額の分割支払を怠り66,000円（3か月分に相当する額）に達したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。                      ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明渡し。                      ④ 県は、甲が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。                      ⑤ 甲は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明渡し。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1832 435 2029"> <p>金銭債務</p> </td> <td data-bbox="435 1832 879 2029"> <p>① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額（月額37,500円）の2倍の額の支払</p> </td> <td data-bbox="879 1832 1382 2029"> <p>⑥ 248,907円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から和解勧告の日の属する月までの期間に相当する家賃相当額（月額15,100円）を支払ったことを確認する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	訴訟の概要	和解の概要	<p>賃貸借契約</p>	<p>県営住宅及び駐車場の明渡し</p>	<p>① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを取り消し、甲が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。                      ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したとき、又は③の額の分割支払を怠り66,000円（3か月分に相当する額）に達したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。                      ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明渡し。                      ④ 県は、甲が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。                      ⑤ 甲は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明渡し。</p>	<p>金銭債務</p>	<p>① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額（月額37,500円）の2倍の額の支払</p>	<p>⑥ 248,907円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から和解勧告の日の属する月までの期間に相当する家賃相当額（月額15,100円）を支払ったことを確認する。</p>
区分	訴訟の概要	和解の概要									
<p>賃貸借契約</p>	<p>県営住宅及び駐車場の明渡し</p>	<p>① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを取り消し、甲が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。                      ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したとき、又は③の額の分割支払を怠り66,000円（3か月分に相当する額）に達したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。                      ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明渡し。                      ④ 県は、甲が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。                      ⑤ 甲は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明渡し。</p>									
<p>金銭債務</p>	<p>① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額（月額37,500円）の2倍の額の支払</p>	<p>⑥ 248,907円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から和解勧告の日の属する月までの期間に相当する家賃相当額（月額15,100円）を支払ったことを確認する。</p>									

い。

② 滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から駐車場明渡しの日までの期間に係る近傍同種の駐車場使用料（月額2,200円）の2倍の額の支払い。

⑦ 36,266円（滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から和解勧告の日の属する月までの期間に相当する駐車場使用料相当額（月額2,200円）を支払ったことを確認する。

⑧ 相手方は、連帯して損害賠償金として266,037円を1年以内に支払う。

(3) 和解の理由

次の理由から鳥取地方裁判所米子支部の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。

ア 和解の相手方が滞納家賃等を支払ったこと。

イ 和解勧告の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分<sup>1</sup>の報告について                  (4) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解の申立てについて                  (平成22年10月27日専決)</p>										
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  県営住宅の家賃を滞納したことに係る県営住宅の明渡し等の請求に係る起訴前の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号第1項の規定に基づき平成22年10月27日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要                  (1) 和解の相手方                  甲 県営住宅入居者 倉吉市 個人                  乙 甲の連帯保証人 倉吉市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <table border="1" data-bbox="343 853 1377 2029"> <thead> <tr> <th data-bbox="343 853 432 891">区分</th> <th data-bbox="432 853 874 891">訴訟の概要</th> <th data-bbox="874 853 1377 891">和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 891 432 1704">賃貸借契約</td> <td data-bbox="432 891 874 1704">県営住宅及び駐車場の明渡し</td> <td data-bbox="874 891 1377 1704">                     ① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを取り消し、甲が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。                      ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。                      ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明渡し。                      ④ 県は、甲が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。                      ⑤ 甲は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明渡し。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1704 432 2029">金銭債務</td> <td data-bbox="432 1704 874 2029">                     ① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額（月額57,400円）の2倍の額の支払い。                      ② 滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日か                 </td> <td data-bbox="874 1704 1377 2029">                     ⑥ 143,600円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から和解勧告の日の属する月までの期間に相当する家賃相当額（月額7,500円）を支払ったことを確認する。                      ⑦ 4,800円（滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から和解勧告の日の属する月までの                 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	訴訟の概要	和解の概要	賃貸借契約	県営住宅及び駐車場の明渡し	① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを取り消し、甲が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。 ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。 ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明渡し。 ④ 県は、甲が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。 ⑤ 甲は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明渡し。	金銭債務	① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額（月額57,400円）の2倍の額の支払い。 ② 滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日か	⑥ 143,600円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から和解勧告の日の属する月までの期間に相当する家賃相当額（月額7,500円）を支払ったことを確認する。 ⑦ 4,800円（滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から和解勧告の日の属する月までの
区分	訴訟の概要	和解の概要									
賃貸借契約	県営住宅及び駐車場の明渡し	① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを取り消し、甲が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。 ② 県は、甲が再び家賃を3か月以上滞納したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。 ③ 甲は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明渡し。 ④ 県は、甲が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。 ⑤ 甲は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明渡し。									
金銭債務	① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額（月額57,400円）の2倍の額の支払い。 ② 滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日か	⑥ 143,600円（滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から和解勧告の日の属する月までの期間に相当する家賃相当額（月額7,500円）を支払ったことを確認する。 ⑦ 4,800円（滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から和解勧告の日の属する月までの									

ら駐車場明渡しの日までの期間に係る近傍同種の駐車場使用料（月額1,300円）の2倍の額の支払い。

期間に相当する駐車場使用料相当額（月額600円）を支払ったことを確認する。

(3) 申立ての趣旨

- ア 和解の相手方が滞納家賃等を支払ったこと。
- イ 和解の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。